

# トラック奈良12

トラック協会は事故防止・交通安全、  
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和4年]2022

No.344



水谷茶屋(みずやちゃや)



公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

# 荒井正吾奈良県知事を表敬訪問

日時：令和4年10月4日(火) 午後3時15分～

場所：奈良県庁知事室

当協会の塚本哲夫会長と清水益成副会長が、日頃のトラック運送事業へのご理解への感謝を述べ、協会事業について報告するため、荒井正吾奈良県知事を表敬訪問しました。

荒井知事からは、奈良県の道路を取り巻く現状について、話をされました。

この日は秋晴れの好天に恵まれ、知事室の目前に迫る入山不可の原生林である美しい三角形の御蓋山が、春日山一帯の中から浮き上がって見え、荒井知事からは、御蓋山は藤原氏の招請により創建されたとされる春日大社の創建神話の舞台でもあると教えて頂きました。



\*写真撮影のためマスクを外しております。

荒井正吾奈良県知事を表敬訪問	卷頭
燃料高騰対策セミナー	2
法令遵守セミナー	4
第2回 働き方改革セミナー	6
第3回 働き方改革セミナー	8
グリーン経営促進研修会	11
過積載防止啓発活動	12
環境キャンペーン	13
近畿運輸局 自動車交通部長來訪	14
近畿交通共済協同組合 奈良地域役員・地区委員会議	15
安全性優良事業所 奈良運輸支局長表彰	16
子どもの交通事故防止～啓発品(御所支部)	17
吉野支部会	18
自民党奈良県連政務調査会との懇談会	19

## ■ 全ト協から

第119回 トラック運送業界の景況感(速報)	20
飲酒運転の根絶を目指して	24
軽油価格調査集計表(2022年9月)	25

## ■ 奈良運輸支局から

奈良運輸支局からのお知らせ	26
---------------	----

## ■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	27
---------------	----

## ■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	28
----------------	----

## ■ 奈ト協から

適正化事業・巡回指導報告書	30
KIT事業の案内	31
12月・1月の行事(予定)表、勤続20年表彰	32
年末・年始の業務及び緊急連絡先について	33
トラックの構造上の特性	34
事業用自動車事故事例No.88	35
奈ト協からのお知らせ	36

## ■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	37
----------------	----

奈良県防災訓練	38
五條市選奨式で表彰	42
国土交通大臣表彰受賞	卷末

# 令和4年度 燃料高騰に負けない経営改革、事業改善対策セミナー

## <燃料サーチャージ導入、経営改革等>

日時：令和4年10月26日(水) 午後2時～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：38名



▲講師の小坂真弘 氏

はじめに(公社)奈良県トラック協会の塚本哲夫会長が「コロナの蔓延の中、燃料高騰などのコスト上昇分を運賃に転嫁できず、事業者の経営は、厳しい状況。奈良県から貨物運送事業燃料価格高騰支援金という形で補助を頂けることになり、感謝しつつ現在協会は、申請書類に基

づいた各事業者への入金業務を急いでいる。私どもは物流という社会インフラを今後も支えていくことに全力を傾注していく」と挨拶。セミナーにうつりました。講師は日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役の小坂真弘氏。主な内容は以下の通りです。

### 燃料高騰に負けない経営改革、事業改善対策について

トラック輸送の業界では、運賃は需給の関係で決まってしまい、燃料費高騰、円安、2024年問題(働き方改革関連)などに

よるコストアップ分を販売価格に転嫁することが難しい。燃料サーチャージの導入は、そのうちの一つに過ぎないので、交渉

では、複数の要因についてもしっかりと向き合っていくことが必要。

### ポイント1 理解・届出

燃料サーチャージとは、燃料価格が上昇したコストアップ分の割増料金。定額方式と比率方式がある。燃料の基準単価を決めて交渉するが、燃料高騰だけを理由にせず、複数の理由をあげることで、燃料費が下がった時に困らないようにすることが大切。導入には奈良運輸支局への届け出が必要。

### ポイント2 分析・管理

燃料価格上昇に伴う、損益分析については、1回の差額ではなく、1ヶ月単位、年単位の額で交渉する方が、金額が大きくなり、取引先にアピールしやすい。売上高に対する燃料費率を計算し、事業所内に掲示することで、危機感を共有することも意識づけのためには必要。

### ポイント3 交渉

荷主とコミュニケーションをしっかりとり、良い関係づくりをすることが何よりも大切。交渉時、取引先に説明する資料として、トラック協会の資料を活用するとよい。パンフレットやリーフレットを持参することで、説得力が上がる。不満や本音を言うのではなく、理解してほしいということを伝えるテクニックも必要。経済産業省のHPには無料で受講できるオンラインの「価格交渉セミナー」もあるので活用してほしい。

#### ポイント4 経営改善

取引先にとってのオンリーワンとなることが大切。荷扱いの良さや、エレベーターなど特殊な機材の輸送に際しては設置も行える等、他社に変えることができない技術を身に付けることで、価格交渉は有利にすすめることができる。また、作業を集約化することで、1日の単価を上げたり、同じ仕事を少ない台数で行うことや、軒先おろしを交渉したりすることで収入増加につなげることができる。

ドライバーと現場の人間関係だけでなく、経営者が定期的に荷主のところへ出向くことも良い関係づくりの一助になり、交渉の成功へつながる。

#### 交渉成功の要因

##### 成功要因1

取引先との信頼関係が強く、取引先はトラック運送事業者を変更できない(これが最も重要です)

##### 成功要因2

創意工夫で、取引先からの満足度が高い

##### 成功要因3

他社との差別化を追求(他社と異なるポジショニング)  
特に、輸送品質向上、ドライバー教育の徹底

##### 成功要因4

経営を計数で把握、数字が頭の中に入っている  
→ 原価意識が高い

##### 成功要因5

何事も、問題への対応スピードが速い→スピード経営

##### 成功要因6

事業者側から取引先を選別する意識が強い



▲セミナーを受講する経営者ら

# 令和4年度 法令遵守セミナー

日時：令和4年11月7日(月) 午前10時00分～ 参加者10名

午後1時30分～ 参加者13名

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

貨物輸送事業者向けに、最近の交通事故事情や労働災害の動向と安全衛生管理、また労働時間改善、様々なシステムの電子化などについて、法令遵守に基づいた理解を深めるためのセミナーが開催されました。5人の講師が専門の立場から解説。主な内容は以下の通りです。



## 《県内の交通情勢及び交通安全対策について》

講師：奈良県警察本部 交通部 交通企画課 課長補佐 新家達大氏



▲奈良県警察本部 新家達大氏

本年の交通事故の傾向は、高齢者の割合が高く、その約7割が夜間歩行中。全体の約8割が国道または県道で発生している。自転車事故の死傷者の多くが頭部を負傷していることから、改正道路交通法では、全ての自転車利用者にヘルメット着用を努力義務とする。また、車の速度違反は過失ではなく、故意にアクセルを踏むことで発生

するものであり、防ぐことのできる事故である。そのため今後、京奈和道や西名阪道で「移動オービス」を利用した取り締まりを強化していく。近年増えてきた電動キックボードの利用状況にも注視していく。また令和6年度末までのマイナンバーカードと免許証の一体化やサポートカー限定の免許証の交付（本年5月から）についても説明。

## 《労働災害の動向と安全衛生管理について》

講師：奈良労働局 労働基準部 健康安全課 安全衛生係長 榎 俊太郎氏

軽井沢でのスキーバス転落事故を例に、運行安全管理のずさんさが大きな事故へつながることを紹介。陸運業で荷役作業中に労災が多発していることから「陸上貨物輸送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」が設置された。令和2年度には労災死傷事故の約6割が荷役作業時にあり、その約3割が

トラック起因である。事故の型別では、転落・墜落がその約3割であった。保護帽の着用に法令の義務がないため、未着用のケースが多く、現行の5t以上の貨物自動車だけでなく、2t以上5t未満のトラックについても昇降設備の設置と保護帽着用の義務付けが提言された。



▲奈良労働局 榎 俊太郎氏

## 《自動車運転者（トラック）の労働時間等の改善のための基準について》

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員

山中靖代 氏



▲奈良労働局 山中靖代 氏

改善の背景として、労災支給決定件数のうち、業種別では32.5%が貨物運送業、職種別で

は30.8%が貨物自動車運転者であり、それぞれ最も高かった。「発症1か月前におおむね100時間または、発症前2か月～6か月間に、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合」、業務と発症の関連性が強いと評価されている。

時間外労働の上限規制が改正され、令和6年4月から年間の時間外労働の上限が960時間、1か月の拘束時間は284時間を

超えないなどが定められる。ただし、労使協定の締結により例外による延長が認められる。実情に合わない部分もあるが、予期し得ない事象に遭遇した場合の例外的取り扱いについても新設されている。さらに新規で、荷主対策として労働基準監督署による、荷主への配慮要請も追加された。

令和4年12月に告示、令和6年4月から適用予定である。

## 《最近のトラック運送事業の取組みについて》

### ・近年の監査の状況について

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 運輸企画専門官

波多野誠介 氏

奈良県の監査実績は、令和3年度39件、令和4年度（9月まで）25件となっている。最近の違反内容としては、無車検運行と無免許運行があげられる。来年1月より車検証が電子化され、車検証への有効期限の記載がなくなり、アプリでの確認が

必要になるため、さらに注意が必要である。



▲奈良運輸支局 波多野誠介 氏

### ・輸送の安全にかかる、最近の動向等について（遠隔点呼について）

近畿運輸局 奈良運輸支局 検査・整備・保安部門 陸運技術専門官

渡部幸民 氏



▲奈良運輸支局 渡部幸民 氏

点呼については、遠隔点呼の実施がすでに始まっている。乗務後の自動点呼も実施が予定されている。点呼の電子化については、対面での点呼と同等の確実性を担保するため、機器・システムが満たすべき要件、実施場所が満たすべき施設・環境用

件、運用上の遵守事項がある。実施要項や申請用紙などは、国土交通省HP「運行管理高度化検討会」を確認頂きたい。

# 令和4年度 第2回 働き方改革セミナー

日時：令和4年10月21日(金) 午前10時00分～ 参加者 6人

午後1時30分～ 参加者 9人

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室



▲講師の吉田順恵 氏

働き方改革の重要性を認識してもらうため、奈良働き方改革推進支援センターの協力によりセミナーを開催しました。講師は、働き方改革推進支援アドバイザーの特定社会保険労務士吉田順恵氏。「トラックは国内輸送の9割を支えています。そのドライバーの長時間労働など

の問題を改善基準告示の改正を受けるどのように改善、支援していくかについて話します」とあいさつしたあと、講習に入りました。

主な内容は以下の通りです。

## 1. トラック運送業の労働環境の実態。

他産業と比べ、有効求人倍率が高く、就業者における高齢者の割合が高いこと、女性の割合が低いことなどから、労働内容の厳しさや女性の労働環境がまだ整っていないことなどがうかがえる。また長時間労働が心臓病や脳卒中などによる死亡の原因となっているとの報告もある。

## 2. 労働時間の上限規制と運送業の特性

自動車運転業務において、過労死や精神疾患などの健康被害が深刻で、そのためには時間外労働の短縮など改善していかなければならない。時間外労働は年360時間を原則とし、特別な事情がある場合でも年720時間とされているが、自動車運転者については適用猶予業種とされており、令和6年4月以降、年960時間の適用を受ける。

## 3. 現時点の改善基準告示(案)

長時間・過重労働の実態にあるドライバーの健康確保の観点から拘束時間や一日の休息時間について、現行1年の拘束時間3,516時間を3,300時間に-216時間、1か月の拘束時間最大320時間を310時間に-10時間、1日の休息期間継続8時間を継続11時間を基本とし、9時間を下限とする案などが見直しのポイント。

#### 4. 日々の仕事の実態

トラック運転者の仕事は、運転に加えて付帯作業としての荷扱いや点検等の時間、待ち時間も労働時間になる。セミナーでは、福島県の事業所の例を動画で紹介。ドライバーの仕事が、運転だけでなく、積み込みや検品、仕分けなどの作業及び荷待ちなどが含まれ、長時間労働となっていることを紹介した

#### 5. 取引環境と長時間労働の改善に向けた対応

長時間労働改善に向けたポータルサイト「いま、考えてみませんか？『物流を支えるトラック運転者』のこと」やハンドブック、ガイドライン等について説明。

#### 6. トラック運転者の長時間労働短縮に向けた取組

和歌山県では中継地点でのドライバーの交替方式、トレークのヘッド交換方式、貨物の積み替え方式など中継輸送を活用した事例。和歌山から神戸までの配送を和歌山港でトラックから船に積み替えることで、ドライバーと事業所双方にメリットがあった事例。発荷主、物流業者、着荷主の協力により、異なる仕様の専用パレットから共通のレンタルパレットに変更することで、ドライバーの負担軽減例などが紹介された。また、自治体による宅配バッグの導入支援等、再配達を減らす工夫もドライバーの負担軽減につながる。

### トラック運転者の 長時間労働改善にむけたポータルサイト



最後に「奈良働き方改革推進支援センター」の利用を促し、また、研修室後方に個別相

談の臨時窓口を設けているので活用して欲しいとしてセミナーを終了した。奈良働き方推進支

援センターはフリーダイヤル  
0120-414-811。



▲臨時相談窓口にはセミナー終了後、個別に相談する人も。

# 令和4年度 第3回 働き方改革セミナー

日時：令和4年11月18日(金) 午前10時～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：19社19名

8月と10月に続いて本年度3回目の「働き方改革セミナー」が実施されました。前半はトクセッションで事例発表、後半は「改善基準告示」の改正内容についての解説がありました。主な内容は以下の通りです。



## ①働き方改革事例発表

### 2024年問題～時間外労働の上限規制を見据えた就業規則の改定、労務管理の適正化について～

発表者：奈良県合同陸運株式会社 代表取締役 奥田幸一氏

パネラー：奈良働き方改革推進支援センター 安岡香織氏（社会保険労務士）

司会： 同 中垣長氏（社会保険労務士）

#### （同社が取り組んだ働き方改革の経緯）

関東方面へ食品原料などを輸送する同社では13人のドライバーを抱え、勤務時間の管理が課題になっていた。デジタコと日報を照合して労働時間を確認していたが、クラウド型の管理システムを導入することで、その日のうちに労働時間を把握できるようになった。給与システムも採用し、勤怠管理システムと連携させることで給与計算に費やす時間を70%削減。1年単位の変形労働時間制を1か月単位に変更し、シフトも作りやすくなった。これにより従業員の意識も変わり、運転する時間、休憩場所を考えて働くようになった。



▲奥田幸一社長

司会進行は奈良働き方改革推進支援センターの中垣長氏（社会保険労務士、以下司会）が務め、社長就任以来、社内改革に取組み、同センターの安岡香

織（社会保険労務士）氏のサポートで労務管理の適正化を実践し、「働き方改革グッドプラクティス2021」認定事業所に認定された奈良県合同陸運株の取組について以下の発表と質疑があった。

（司会）需要があるにもかかわらずドライバー不足が深刻なのは深夜労働や荷待ち時間が長く肉体的にも大変な仕事というイメージがあるかもしれない。長時間労働は労働環境の悪化を招き、事故につながる。国としても働き方改革を重要な課題とと

らえている。

（奥田）6年前に事業継承し、ドライバー不足が深刻になってくるなか、働きやすい職場認定取得を得ようと支援センターに



▲前半で司会進行を勤めた中垣長氏

相談した。「笑顔の絶えない職場づくり」を目指して、支援センターの安岡さんのサポートを受けながら、半年から1年かけて様々な取組みを実践してきた。

(安岡) 平成28年の広島でのトンネル内での重大事故を重く受け止めており、社会保険労務士がかかわることで、防げたのではないかとの思いがあった。

(司会) 就業規則の見直しや時間外労働の改善に取り組んだのは。

(奥田) アットホームな会社づくりについて運転手と一対一で向き合い話し合った。その結果、社内の組織体制を見直し、リー

ダーを設けて現場の声を吸い上げる仕組みを作った。コミュニケーションも円滑になり、社内教育も進んだ。

(安岡) 変形労働時間制を1年単位でやっていたのでデメリットとメリットを伝えて、36協定についても説明。就業規則の改定からサポートした。

(司会) 勤怠システムの進み具合は。

(安岡) デジタコだけではエンジンがかかるところから止まるところまで、日常点検や点呼の部分が管理されていない。勤怠システムの概要を伝えて社長に選択してもらった。手ごろな値段で操作が簡単なものを採用



▲トークセッション



▲安岡香織氏

されているが、2～3か月は苦労したよう。

(奥田) 費用面は躊躇がなかったが、設定にあたってのシフトの入力が大変だった。

(司会) 健康と安全対策については。

(奥田) 年2回の健康診断をして、異常のある人には病院へ行かせている。「週の初めの出発時間は守る」というルールを徹底している。

(司会) 「働き方改革推進支援センター」は3回までの相談には無料で対応する、24人の社会保険労務士が登録しているので上手にご活用頂き、支援を受けてもらいたい。

## ②「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の改正内容について

講師：奈良労働局 労働基準部 監督課 労働時間管理適正化指導員 山中靖代氏



▲山中靖代氏

自動車運転者の労働条件の向上を図るために、拘束時間や休息期間、運転時間等の基準を定めた大臣告示。今年12月の改善基準告示改正に向けて9月、専門

委員会による最終案が出された。9月に取りまとめられた見直し案の主なものは以下の通り。

### 1. 1か月の拘束時間

年間の総拘束時間が3,300時間かつ、1か月の拘束時間が284時間を超えないこと。例外として年間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲で1か月の拘束時間を310時間まで延長することができる。但し1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しない。

### 2. 1日の拘束時間

1日の拘束時間は13時間を超えないものとし、延長する場合も15時間を限度とする。但し、長距離貨物運送の場合、一の運行において休憩期間が住所地以外の場所において1週間にについて2回に限り最大拘束時間を16時間にすることができる。

### 3. 1日の休息期間

勤務終了後11時間以上与えることを基本とし、継続9時間を下回らない。但し、長距離貨物運送の場合は例外がある。

### 4. 運転時間、連続運転時間

運転時間は現行通り。連続運転時間（1回が概ね連続10分以

上で、かつ合計30分以上の運転の中断をすることなく、連続して運転する時間)は4時間を超えないものとし、見直し後は運転の中断は原則休憩とする。例外としてサービスエリア、パーキングエリア等が満車で駐車または停車できなくて4時間を超える場合は30分まで延長できる。

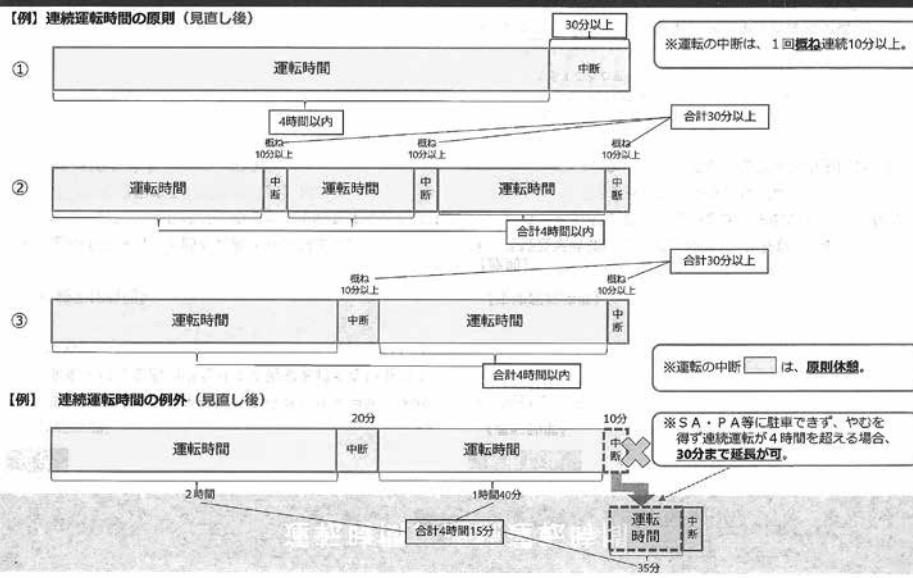
その他、事故や災害など通常予期し得ない事象に遭遇した場合の例外も新設された。

時間外労働の年960時間の上限規制(2024年問題)は令和6年4月から始まるが、来年4月からは残業代の割増賃金5割が

適用される。トラック運転者の健康確保のためには重要なので頑張って運行管理をしていただきたい。



### 見直しの内容(連続運転時間)



### 見直しの内容(休息期間の考え方)

#### 改正前

- 継続8時間以上の休息期間

#### 【例】



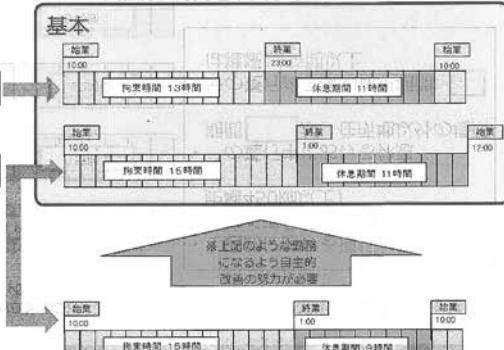
#### 見直し後

- 継続11時間以上の休息期間を

与えるよう努めることを **基本**

- 継続9時間を下回らない

#### 基本



※「基本」である11時間以上の休息期間が確保されるよう、労使の自主的な改善に向けた努力が必要とされる。

# 令和4年度 グリーン経営促進研修会

日時：令和4年11月2日(水) 午後1時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：3名

「環境に配慮した経営」で、企業の社会的責任として、環境問題をマネジメントの一つとして積極的に取り組んでいくグリーン経営。ISO14001認証の取得が難しい事業者にも容易に環境保全を進めていけるよう、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証しています。研修会では同財団グリーン経営推進部長で参与の平野洋喜氏がグリーン経営の概要と申請の手続きについて説明。主な内容は以下の通りです。



## グリーン経営の取り組みと申請



▲講師の平野洋喜氏

財団では各事業所がグリーン経営に取り組みやすいよう、マニュアルを作成している。チェック項目は、タイヤの空気圧の点検など、項目別に具体的に取り組みやすい内容となっている。グリーン経営に取り組むことで、直接的には、燃費やモラルの向上等の効果、取り組みを進める中で、間接的にも故障や事故の削減など様々な効果がアンケートからあがっている。

さらに、グリーン経営には、認証取得制度があり、チェックリストの全67項目のうち、指定

された36項目の取り組みが確認できれば取得することができる。取得により行政からの優遇を受けたり、自治体によっては、助成金や低金利融資などの優遇措置を受けることが可能。また、ホームページでの事業者名の公表や登録証、ロゴマークの自由な使用などのメリットもある。

取得を目指す事業所は、財団のホームページから書式をダウ

ンロードして、「トラック運送事業におけるグリーン経営推進マニュアル」を参考に、審査申請書やチェックリスト一覧表などを作成、申請して欲しい。7章には、審査のポイントや作成書類の事例も記載。

マニュアルが、グリーン経営に取り組む事業所にも、認証を取得したい事業所にも有効に活用されることを期待している。

### グリーン経営取組みによるメリット

燃費の向上

グリーン経営  
の効果は、  
環境改善に  
とどまらない

交通事故、車両故障の減少

従業員の士気向上

社会的評価向上

# 過積載防止啓発活動

日時：令和4年11月16日(水) 午前11時～

場所：奈良・針トラックステーション

主催：[奈良県過積載防止対策連絡会議]

(奈良県総務部知事公室、奈良県水循環・森林・景観環境部、奈良県県土マネジメント部、奈良県警察本部交通部、西日本高速道路株式会社関西支社、近畿地方整備局奈良国道事務所、近畿運輸局奈良運輸支局、(公社)奈良県トラック協会)

活動にあたって、奈良運輸支局の沢井唯次支局長が「過積載は少しずつ減ってきているが、なかなか無くならない。過積載は、道路を傷め、事故の要因となったり、環境破壊へつながる。これらをなくすために、小さな活動からこつこつと積み上げていきましょう」とあいさつ。

啓発活動は道の駅針テラスに隣接する奈良・針トラックステーションで、同会議の各団体から13名が参加し、「過積載防止」の呼びかけを行いました。啓発品として、チラシとクリアファイル、吉野杉の割箸を休憩に立ち寄ったドライバーに配布しました。当日は、同時に、「車輪

脱落事故防止点検推進」の啓発活動も実施していました。



▲沢井唯次奈良運輸支局長



▲当日配布された啓発品

# 環境キャンペーン

日時：令和4年11月18日(金) 午後2時～  
場所：近鉄郡山駅前周辺



## 11月は「エコドライブ推進月間」

環境対策委員会は近鉄郡山駅前で環境キャンペーンを実施しました。エコドライブとは、燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”的こと。「トラック協会が、環境に

配慮し、環境にやさしい取り組みをしていることをアピールする」と同時に、一般の方にもアイドリングストップ等の身近なエコドライブの推進を呼びかけたい」と森本禎男担当副会長。巽富美男委員長らと駅前を行きか

う人たちに啓発用の環境キャンペーンオリジナルクリアファイルと海洋プラスチックボールペンを配布しながらエコドライブの推進を呼びかけました。



啓発品のクリアファイルとボールペン▶

# 近畿運輸局 自動車交通部長來訪

日：令和4年10月24日(月)

場所：奈良県トラック会館

近畿運輸局 北川健司自動車交通部長が沢井唯次奈良運輸支局長、近畿運輸局 自動車交通部旅客第一課 本田泰彦課長等と共に来訪されました。

北川健司自動車交通部長からは、輸送の安全への取り組みについて話があり、当協会の塙本哲夫会長が対応し、適正運賃、労働時間等の業界の課題等について説明しました。



▲写真右から、北川自動車交通部長、沢井支局長、本田旅客第一課長、中村首席運輸企画専門官

# 近畿交通共済協同組合

## 令和4年度 奈良地域役員・地区委員会議

日時：令和4年11月8日(火) 午後2時～

場所：ザ・橿原（橿原市久米町）

近畿交通共済協同組合 奈良地域（中 秀夫副理事長）の令和4年度 奈良地域役員・地区委員会議が開催され、奈良県トラック協会からオブザーバーとして出席しました。

中 秀夫副理事長が「社会経済の変化に対応し、積極的に事故防止対策に取組んで行きたい。また、事故防止についてどのような取組が必要なのか意見を伺いたい。」と挨拶がありました。

その後、奈良地域の現況報告、契約推進および事故防止に関する意見交換等が行われました。



▲写真中央が中 秀夫 副理事長



▲写真右から堀江富夫奈良事務所長、鈴木秀雄専務理事、福山宏志常務理事

# 令和4年度 安全性優良事業所 奈良運輸支局長表彰

日時：令和4年11月11日(金) 午後3時～  
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

安全性優良事業所（Gマーク）の認定を10年以上継続して受けている事業者の中から、特に輸送の安全確保を通じて社会に対して多大な貢献に努め、顕著な功績が認められた事業所に対して、奈良運輸支局長から5事業所が表彰されました。

奈良運輸支局の沢井唯次支局長からは、「本日受賞された事業所は、運転マナー実施の手本ともいえる事業者。本日の受賞を自信と励みにし、引き続きトラック運送事業の適正化に尽力し、無事故で安全に対する取り組みを継続して欲しい」と式辞を述べました。

また、（公社）奈良県トラック協会の塚本哲夫会長は「安全性優良事業所は、従業員の事故防止に対する意識向上や、デジタコ、ドラレコ等の安全機器導入、過労防止のための時間管理など、並々ならぬ努力があったと思う。本日の受賞を新たな出発点として奈良県の運送業者の牽引役として、さらなる輸送の安全確保をして欲しい」と祝辞を述べました。

## 受賞会員事業所（5事業所）

- 芝野運輸倉庫株式会社 本社営業所
- 近物レックス株式会社 奈良支店
- 株式会社大紀 大淀営業所
- 阪急阪神エステート・サービス株式会社 奈良営業所
- 日進運送株式会社 本社営業所



▲前列左は沢井奈良運輸支局長

\*写真撮影のためマスクを外しています。

# 子どもの交通事故防止～啓発品

日時：令和4年11月4日(金) 午後2時～  
場所：御所市役所

御所市内における子どもの交通事故防止のための啓発品を奈良県トラック協会御所支部の森本好美支部長が、御所市教育委員へ届けました。

この日、濱中 誠御所市教育長が対応していただき、「子どもの交通事故防止のため出来るだけ早く子ども達に配布させていただく。」と話をされました。



▲写真の左からから嶋谷辰也 市民協働部長、濱中 誠 教育長、森本支部長、  
御所市教育委員会事務局 竹内 剛局長、同学校教育課 小瀬美弥課長

# 奈良県トラック協会 吉野支部会

日：令和4年10月29日(土)

場所：吉野郡黒滝村（森の交流館）

吉奈良県トラック協会吉野支部（清水益成支部長）は、令和4年10月29日（土）吉野郡黒滝村の森の交流館で支部会を開催しました。

清水支部長から、トラック業界の厳しい現況の中、過日開催された「燃料価格高騰に負けない経営改革、事業改善対策セミナー」のうち、燃料サーチャー

ジの基本的理解、交渉のための資料準備、運行効率の向上等について参加した会員に説明がありました。



▲右から4人目が清水益成支部長

# 自民党奈良県連政務調査会との懇談会

日時：令和4年11月2日(水) 午前11時～

場所：奈良県トラック会館

自民党奈良県連政調会（池田 慎久 会長／奈良県議会議員）と公益社団法人奈良県トラック協会（塚本 哲夫 会長）が、懇談会を開催しました。

池田会長から、「業界の現状を聞かせて欲しい。今後、良い政策を作り上げていく。」と話があり、塚本会長は、トラック協会の取り組んでいる事業、そして業界の人材不足、働き方改革への取り組み等について説明しました。



## 自由民主党奈良県支部連合会 政務調査会との懇談会



▲写真左から樋口清士 団体局長、小村尚己 組織局長、池田慎久 政調会会长、塚本会長、浦西敦史 政調会副会長、正田進一 政調会副会長

\*写真撮影のためマスクを外しております。

# 第119回 トラック運送業界の景況感（速報）

## 第119回

### トラック運送業界の景況感（速報）

令和4年7月～9月期

日銀短観（9月調査）では、大企業・製造業でプラス8と原材料コスト上昇を背景に3期連続の悪化となったが、大企業・非製造業はプラス14と2期連続で改善した。

一方、トラック運送業においては、燃料高騰に対する「燃料油価格激変緩和補助金」及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等が奏功し、損益状況が改善したことから、令和4年7月～9月期の景況感は▲36.6と前回より15.5ポイント改善した。

なお、今後の見通しは、円安による燃料価格の高止まり、資材高などによる損益見通しを織り込み、▲38.1（今回▲36.6）と横ばいの見込みである。

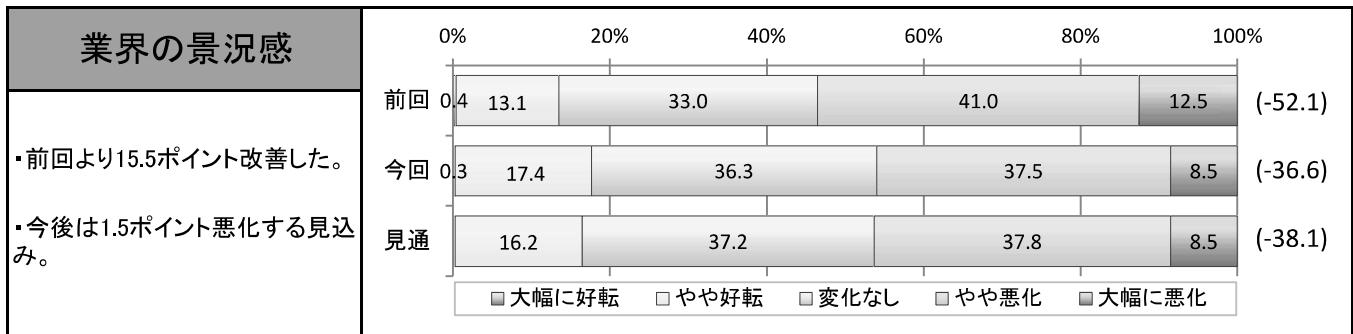
詳細は（公社）全日本トラック協会のホームページをご覧ください。

◆全日本トラック協会ホームページ

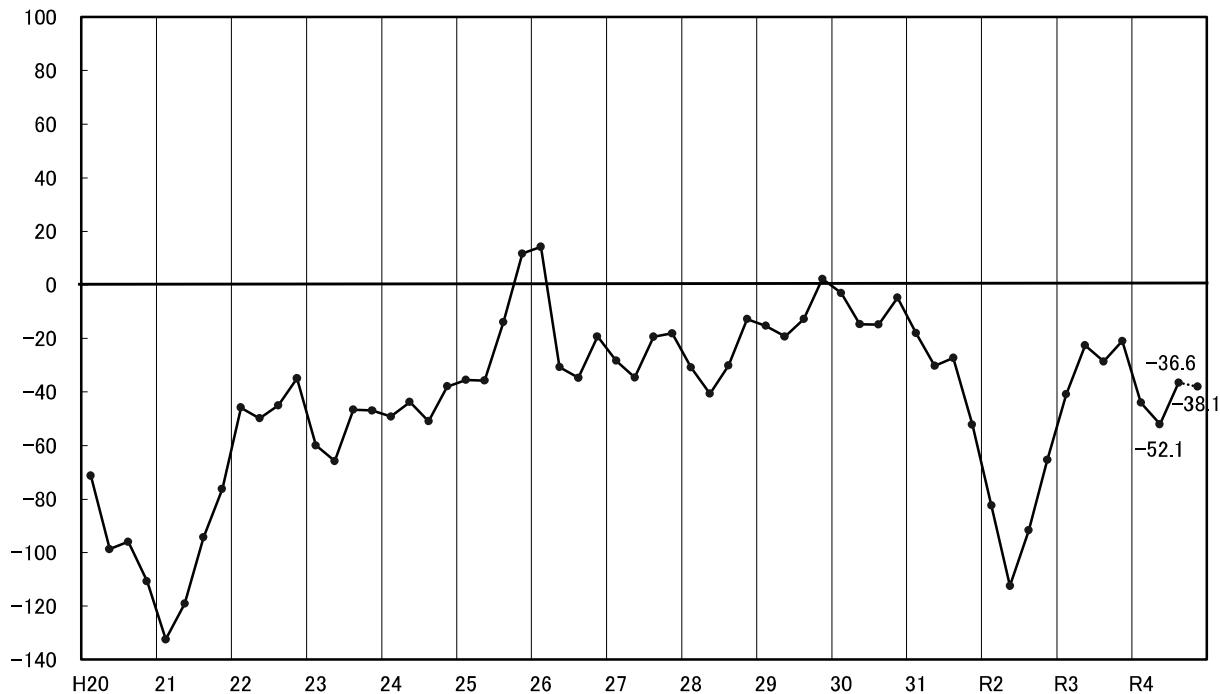
HOME > 会員の皆様へ > 調査・研究 > トラック運送業界の景況感（速報）

## 1 業界の景況感:今回(令和4年7月～9月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界の景況感は、燃料価格の水準が幾分下落し、燃料高騰に対する「燃料油価格激変緩和補助金」及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等が奏功し、損益状況が改善したことから、「好転」とした事業者は17.7%(前回13.5%)、「悪化」とした事業者は46.0%(前回53.5%)で、判断指標は▲36.6と前回(▲52.1)より15.5ポイント改善した。</li> </ul>
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の見通しは、燃料のコストアップ、各種資材高等の影響を織り込み、▲38.1(今回▲36.6)と、1.5ポイント悪化する見込みである。</li> </ul>



トラック運送業界の景況感の推移(H20以降)



(注1)各グラフ(3段の横棒グラフ)の上段は前回(R4.4月～6月期)の状況、中段は今回(R4.7月～9月期)の状況、下段は今後(R4.10月～12月期)の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

(注2)各グラフ(3段の横棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3)各グラフ(3段の横棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指標。各判断指標は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転・労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転・労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化・労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化・労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指標を算出している。

A(設問Aの回答者数)=a1+a2+a3+a4+a5(設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標={(+2×a1)+(+1×a2)+(0×a3)+(-1×a4)+(-2×a5)}÷A×100

## 2 共通の概況①:今回(令和4年7月～9月期)の状況と今後の見通し

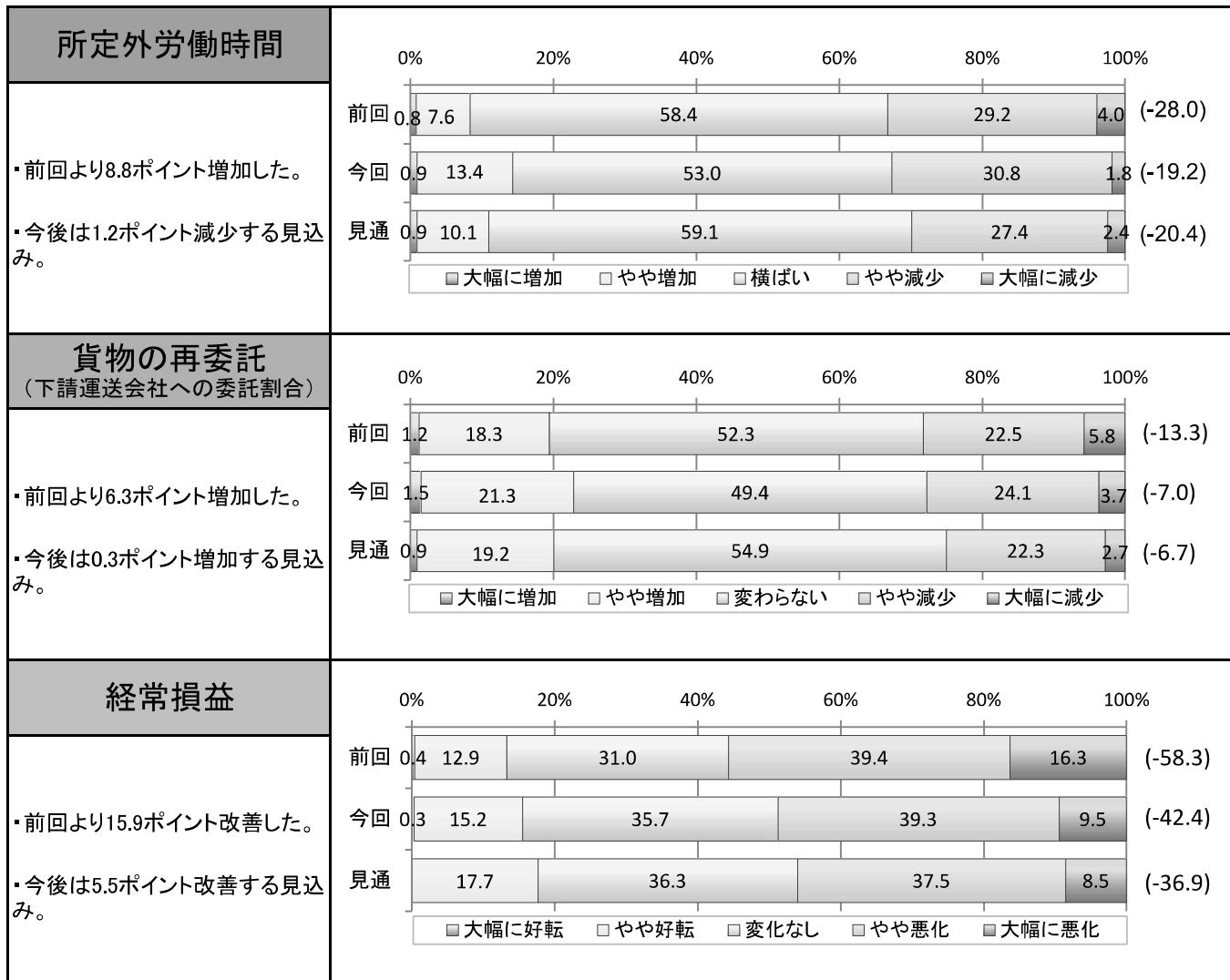
今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>実働率は▲15.9(前回▲31.2)と15.3ポイント改善、実車率は▲15.2(前回▲26.8)と11.6ポイント改善し、輸送効率は改善傾向に転じた。</li> <li>運転者の採用動向は▲10.1(前回▲12.5)と2.4ポイント上昇し、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は46.8(前回76.1)と29.3ポイント低下し、運転者労働力の不足感は低下した。</li> </ul>
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>実働率は▲11.3(今回▲15.9)と4.6ポイント改善、実車率は▲11.6(今回▲15.2)と3.6ポイント改善し、輸送効率は改善傾向となる見込みである。</li> <li>運転者の採用動向は▲9.1(今回▲10.1)と1.0ポイント上昇、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は41.9(今回46.8)と4.9ポイント低下し、運転者労働力の不足感は低下する見込みである。</li> </ul>



(注4)雇用状況については、上段は前回(R4.4月～6月期)の状況、中段は今回(R4.7月～9月期)の状況、下段は今後(R4.10月～12月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

### 3 共通の概況②: 今回(令和4年7月～9月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲19.2(前回▲28.0)と8.8ポイント増加、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲7.0(前回▲13.3)6.3ポイント増加した。</li> <li>経常損益は燃料価格の高止まりによるコスト増加に対する助成金等が奏功し、▲42.4(前回▲58.3)と15.9ポイント改善した。</li> </ul>
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定外労働時間は▲20.4(今回▲19.2)と1.2ポイント減少、貨物の再委託は▲6.7(今回▲7.0)と0.3ポイント増加の見込みである。</li> <li>経常損益は営業収入の増加等を織り込み、▲36.9(今回▲42.4)と5.5ポイント改善する見込みである。</li> </ul>



#### 【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3カ月ごとに実施。第119回調査は、令和4年10月1日に、モニターに対して調査開始、令和4年10月31日回収分までを集計。

特積	一般	回答事業者 全体
139	477	511

# 飲酒運転の根絶を目指して

## 飲酒運転防止対策マニュアル

平成18年12月1日 作成  
令和4年6月1日 改訂

1. 従業員及び家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施（事業者、運行管理者等）
  - (1) 道路交通法、貨物自動車運送事業法等関係法令や飲酒による影響・弊害等を再確認させるための資料作成・研修等飲酒による運転防止教育を積極的に実施し、問題意識の共有を図るとともに従業員に必要な対策等の提言を求める。
  - (2) 飲酒運転を根絶させるため、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について事業者が手紙等で家族への協力要請を積極的に行う。
  - (3) 労働組合、従業員との協力体制を強化する。
  - (4) ASK（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用する等、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる。
2. 飲酒に関する規制の強化（事業者、運行管理者等）
  - (1) 勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。
    - ・勤務時間前は飲酒を禁止する。なお、飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する（年令、体質、体調、飲酒量により個人差がある）。
    - ・勤務中（休憩、仮眠、フェリー乗船中等を含む。）における飲酒を禁止する。
  - (2) 飲酒運転に関する懲戒処分を強化する。（社内懲戒処分規定の制定・改正等）
3. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握（事業者、運行管理者等）
  - (1) 管理者による個別面談、自己申告等により個々の運転者の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。
  - (2) 運転者本人の了解のもとに運転記録証明書を年1回取得し、飲酒運転の違反歴が新たに発見された運転者に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。
  - (3) 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処理を講じる。  
(内閣府のホームページから交通安全対策の飲酒運転根絶対策を参照等)  
[https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu\\_h20.html](https://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu_h20.html)
4. 厳正な点呼の実施（運行管理者等）
  - (1) 出庫時・帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して酒気帯びの有無を報告するとともに、アルコール検知器により測定させ、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。また、酒気帯びの有無の判断は道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/l又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものとする。なお、酒気帯びが確認された場合は、(5)による措置をとる。
  - (2) 対面による点呼が出来ない場合において、点呼を行う場合は、運転者にアルコール検知器を携行させ、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、点呼時に酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて測定させ、その結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあって

は、当該測定結果を営業所に伝送させる方法）で報告するとともに、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。

- (3) 点呼内容を充実・強化する。

- ・点呼執行者と運転者との物理的距離（起立位置・足型表示等）の見直しを行い、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等目視でも酒気帯びの有無を確認する。
- ・乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を運転者から自発的に報告するよう改善する。
- ・乗務終了後の酒気帯びの有無の確認を徹底する。

- (4) 点呼の執行体制を強化する。

- ・運行管理者と運行管理補助者との業務に見合った運行管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
- ・照明等点呼執行場所の環境改善に努める。

- (5) 酒気帯びが確認された運転者に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において酒気帯びが確認された場合は厳正な処分を行う。

### 5. アルコール検知器の使用の徹底等（運行管理者等）

- (1) アルコール検知器を営業所ごとに設置し、必要に応じ携帯型アルコール検知器等を備え置き、又は営業所に属する事業用自動車に設置するものとする。

- (2) アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度の警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものを備え付けるものとし、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。

- (3) アルコール検知器は、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）しなければならない。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し及び保守するとともに、次の基準により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する。

- ① 毎日確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
  - ア) アルコール検知器の電源が確実に入ること。
  - イ) アルコール検知器に損傷がないこと。

- ② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は事業用自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）
  - ア) 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

- イ) 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

- (4) アルコール検知器を運転者に貸し出して個々の運転者のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させ、アルコールによるリスクを認識させる。

### 6. 情報提供および理解を求めるための措置（事業者等）

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転根絶のための決意表明等を事業者の社内誌及び各都道府県トラック協会の広報誌に掲載して社内外に理解を求める。

# 軽油価格調査集計表(2022年9月)

令和4年10月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

2022年9月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	126.65	110.56	120.89

2022年9月

元壳別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元壳名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	124.23	110.25	119.80
出光昭和シェル	151.00	110.83	116.00
キグナス			
コスモ	114.10	110.21	117.50
その他	128.26	110.83	124.04

2022年9月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	127.70	111.08	122.45
30～50キロリットル未満	116.20	109.70	110.00
50～100キロリットル未満		109.50	
100キロリットル以上		108.45	

2022年9月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	120.70	110.97	118.40
30～60日未満	130.06	110.24	121.25
60日以上		112.63	

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2022年5月	124.21	110.24	120.28
2022年6月	133.11	114.28	121.28
2022年7月	125.62	110.97	120.43
2022年8月	124.13	109.49	119.18
2022年9月	126.65	110.56	120.89

※消費税抜きの価格となります。

## 奈良運輸支局からのお知らせ

# 年末・年始における業務の取り扱いについて

奈良運輸支局は12月29日(木)から翌年1月3日(火)まで閉庁となります。

### 1. 年末における業務の取扱い

年末における業務の取扱いは、12月28日(水)までとなっておりますが、年末には業務が輻輳し、混雑が予想されますので、諸手続きはできるだけ早めにお済ませ下さいますようお願いします。

なお、次に掲げる車両検査関係業務について、年内中の処理を要する場合は、所定の期日までに申請を行ってください。

- ・ 新規検査等事前提出、並行輸入自動車の届出及び  
改造自動車の届出の受付 12月13日(火)まで
- ・ 検査予約の受付(年内受付分) 12月28日(水)午前まで
- ・ 持込検査及び指定整備の受付 12月28日(水)まで
- ・ 登録関係 12月28日(水)まで

(再申請及び書類不備等生じる可能性がありますので28日午前中の申請を行って頂きますようご協力をお願いします。)

### 2. 年始における業務の取扱い

各業務とも、1月4日(水)から平常どおり行います。

### 3. お願い

- (1) 検査及び登録申請の書類は正確に記入するとともに、内容を十分に確認してから提出されるようお願いします。
- (2) 車両検査予約日の変更及び空予約は、他の受検者の方の迷惑となりますので、ご遠慮下さい。
- (3) 来年の1月4日(火)以降の持込検査(車検)については、通常どおり事前に予約を入れて頂くようお願いします。

近畿運輸局奈良運輸支局  
独立行政法人自動車技術総合機構奈良事務所

# 近畿交通共済からのお知らせ

## 搭乗者共済

組合員のみなさまへ

随時変更可能！ 令和4年  
実施開始日 11月1日

死亡・後遺障害につき

**2000万円・3000万円の  
共済金額を新設しました**

搭乗者共済は契約車両に乗車中の人が交通事故によってケガをされたときや死亡されたときに支払われる共済金です。

自損事故共済金や事故加害者からの賠償金が支払われるときも、受け取ることができる手厚い補償です。



### 新設

共済金額		300万円	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
基本共済掛金 (年間)	営業用普通貨物車 (2t超)/1台	3,000円	5,000円	10,000円	13,900円	17,800円
搭乗者共済種目	死亡共済金		300万円	500万円	1,000万円	2,000万円
	※1 ※2 医療共済金 (180日限度)	入院	日額 4,500円	日額 7,500円	日額 15,000円	日額 15,000円
		通院	日額 3,000円	日額 5,000円	日額 10,000円	日額 10,000円
後遺障害共済金		後遺障害の程度に応じて共済金額の4%から100%				

※1 入院15,000円/日、通院10,000円/日が上限です

※2 平常の生活または業務に従事することができる程度になおった日までの治療日数に対してお支払いする共済金です

## 近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西 2-11-2

営業課(本部)直通 TEL:06-6965-2824 FAX:06-6965-2844

近畿交通共済協同組合

<https://www.kinkyo.or.jp>



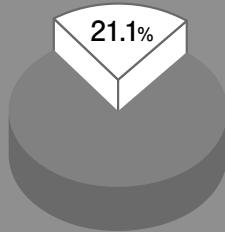
**自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を**

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています  
お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0743-59-1701

# 重大な労働災害を防ぐためには

1

## トラック・荷台等からの 墜落・転落による 死亡災害



陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「保護帽未着用」でした。そのうちの多くが「高さが2m未満」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかつた可能性があります。

### 事例

1

#### 足を滑らせてリアバンパーから転落（死亡災害）



被災者はコンビニエンスストアに荷物を配送していました。配送先の手前にある駐車場で荷台コンテナ内にある荷物の整理を行った後、荷台にあった段ボールを持ちながら、荷台からトラックのリアバンパーに足をかけ、後ろ向いて降りようとしたところ、足を滑らせてしまい、約52cmの高さから転落し、頭部を強打しました。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

### 事例

2

#### テールゲートリフターから転落（死亡災害）



被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200ℓが入ったドラム缶1缶を荷台から荷おろしする作業をしていました。被災者は何らかの理由でテールゲートリフターからトラック後方に転落しました（転落高110cm）。なお、同被災者は保護帽を着用していませんでした。

## ▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

対

策

作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

必ず保護帽を着用!

( 着用時 )

5つのポイント



1 「墜落時保護用」を使用すること

2 傾けずに被ること

3 あご紐をしっかりと、確実に締めること

4 破損したものは使わないこと

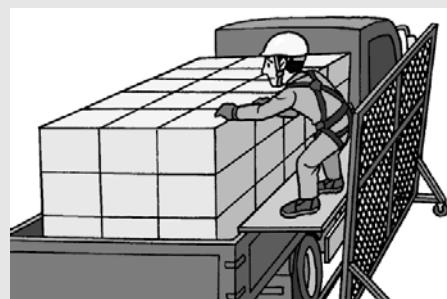
5 耐用年数を守ること

ひとこと  
アドバイス

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用するようにしましょう。また、常日頃から社員に対して保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、保護帽の着用を徹底させるようにしましょう。

### その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業者で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ 荷台上で作業者が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ▶ トランク運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ▶ 耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



# 適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和4年10月実施状況

		令和4年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
20件	16件	4月	14件	8月	16件	12月	件	
		5月	14件	9月	13件	1月	件	
		6月	17件	10月	16件	2月	件	
		7月	15件	11月	件	3月	件	
								105件

令和4年10月実施結果

		調査事項	調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1.	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	15	0	0%
	2.	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	15	0	0%
	3.	自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	15	0	0%
	4.	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	15	0	0%
	5.	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	15	0	0%
	6.	届出事項に変更はないか。（役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等）	12	0	0%
	7.	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	15	0	0%
	8.	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	15	0	0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1.	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	5	0	0%
	2.	自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	— %
	3.	運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	15	0	0%
	4.	車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	15	0	0%
	5.	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。（本社巡回に限る）	11	3	27.3% (3)
III. 運行管理等	1.	運行管理規程が定められているか。	15	0	0%
	○	運行管理者が選任され、届出されているか。	15	0	0%
	3.	運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	15	1	6.7%
	4.	事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	15	0	0%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	15	2	13.3%
	6.	過積載による運送を行っていないか。☆	15	0	0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	15	1	6.7%
	8.	乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	15	0	0%
	9.	運行記録による記録及びその保存・活用は適正か。☆	14	1	7.1%
	10.	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	5	0	0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	15	2	13.3%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	9	5	55.6% (1)
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	9	5	55.6% (1)
IV. 車両管理等	1.	整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	15	0	0%
	○	整備管理者が選任され、届出されているか。	15	0	0%
	3.	整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	14	2	14.3% (5)
	4.	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	15	0	0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。	15	4	26.7% (4)
V. 労基法等	1.	就業規則が制定され、届出されているか。	7	0	0%
	2.	36協定が締結され、届出されているか。	14	0	0%
	3.	労働時間、休日労働について違法性はないか。（運転時間を除く）	15	0	0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	14	1	7.1%
VI. 法定福利	1.	労災保険・雇用保険に加入しているか。	15	1	6.7%
	2.	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	14	1	7.1%
VII. 運輸安全マネジメント	1.	運輸安全マネジメントの実施は適正か。	15	1	6.7%
指導件数合計					503 30 6.0%

(注) ○…重点指導項目 ☆…虚構は項目から除外

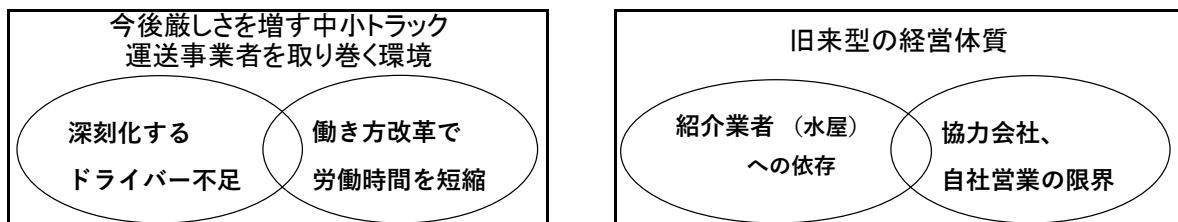
	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	7 (1)件	4 (2)件	3 (1)件	件	件	件	14 (4)件
新規参入	件	件	1 (1)件	件	件	件	1 (1)件
新規(他)	件	件	件	件	件	1 件	1 件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	7 (1)件	4 (2)件	4 (2)件	件	件	1 件	16 (5)件

( ) は会員外の件数です

# KIT事業の案内

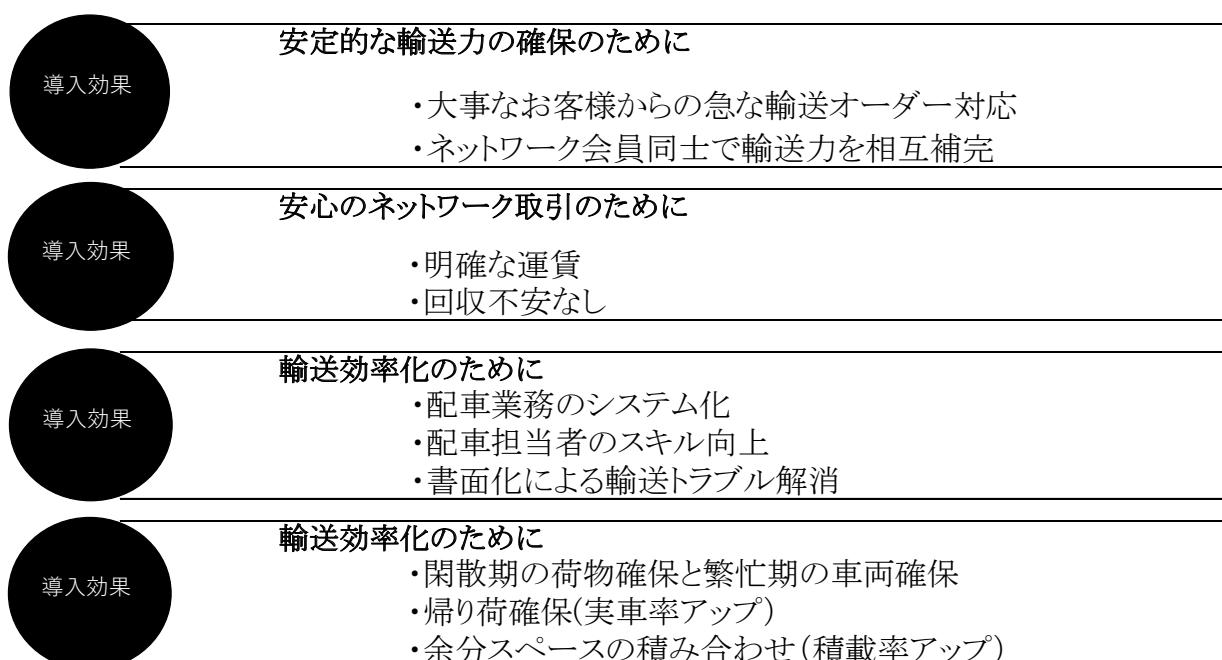
Kyodo Information of Transport  
KIT(協同・情報・輸送) 事業のご案内  
キット K · I · T

## 品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2+」



WebKIT2+  
がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！



生産性の向上

取引・事業の拡大

\*\*運賃の集金は組合精算ですので安心です\*\*

\*運賃の支払いは45日サイトです。

\*軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

### ☆輸送

運賃<実例>

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車  
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車  
運賃 43,000円(税抜き)

### ☆軽油販売

#### エネクスフリート 軽油価格

令和4年	9月	10月
軽油	117円	117円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会  
(日貨協連)の全国統一価格です。)

### ☆尿素販売

アドブルー 1L=84円(令和4年11月現在)

### お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15  
TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

# トラック協会・陸災防奈良県支部

## 12月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
2	金	13:30～	プラン2025目標達成セミナー	奈良県トラック会館
5	月	14:00～	第3回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
6	火	14:00～	第2回適正化実施対策委員会	奈良県トラック会館
7	水	14:00～	第2回総務委員会	奈良県トラック会館
12	月	9:00～	整備管理者選任前研修	整備振興会 2F 大教室
12	月	13:30～	整備管理者選任前研修	整備振興会 2F 大教室
13	火	10:00～	第4回働き方改革セミナー	奈良県トラック会館
13	火	13:30～	第4回働き方改革セミナー	奈良県トラック会館
15	木	14:00～	第286回理事会	奈良県トラック会館

## 1月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
16	月	13:30～	「標準的な運賃」活用セミナー	奈良県トラック会館
21	土	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
21	土	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
26	木	13:30～	令和4年度中小トラック運送事業者のためのIT活用セミナー	奈良県トラック会館
31	火	9:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館
31	火	13:30～	運行管理者試験対策講習会	奈良県トラック会館

## 勤続20年表彰

公益社団法人奈良県トラック協会塙本哲夫会長は、大西 啓 総務課係長と井口元裕 労働・陸災防止対策課係長を表彰しました。



# 年末・年始の業務及び緊急連絡先について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は協会業務に何かと御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

下記について、お知らせ致しますので、あらかじめご了承を賜りますようお願い申し上げます。

記

## 《協会事務局》

令和4年12月28日(水)

仕事納め

12月29日(木)～令和5年1月3日(火)まで 年末・年始休暇

令和5年1月4日(水)

仕事始め

なお、奈良・針トラックステーションについては

令和4年12月28日(水)17:00～令和4年1月4日(水)9:00まで

管理棟休憩室の利用は休ませて頂きます。



## 《緊急連絡先》

事務局の年末・年始における緊急連絡先をご案内申し上げます。

12月29日 (木)	090-7340-7061	【協会携帯No.5】	森
30日 (金)	080-8941-9228	【協会携帯No.8】	井口
31日 (土)	090-8758-6975	【協会携帯No.4】	岸本
1月1日 (日)	090-1441-3878	【協会携帯No.6】	上村
2日 (月)	090-7340-7061	【協会携帯No.5】	森
3日 (火)	090-7342-7715	【協会携帯No.1】	山村

# トラックの構造上の特性

## スピードと運転

2 | スピードをコントロールする

II

### ■スピードコントロールの基本

- ①交差点は車や人が交わる最も危険の多い場所であり、どんな危険があるかわからないので、スピードを落として走行する。
- ②右折時にトラックが横転するという事故がよく発生するが、その大きな原因のひとつはスピードにあるので、右折時は特に注意し、あらかじめ十分減速し徐行して進行する。
- ③カーブでのスピードの出し過ぎは、対向車線へのみ出しや路外逸脱、あるいは横転の原因となるので、カーブの手前で十分減速しておく。
- ④夜間は周囲が暗くて見えにくいため、また、高速道路は周囲が開けているため、スピードを実際よりも遅く感じやすくなり、スピードを出し過ぎる傾向があるので、ときどきスピードメーターでスピードをチェックする。
- ⑤歩行者や自転車が多く、脇道や路地からの飛び出しが予測される場所を走行するときは、あらかじめスピードを落としておく。
- ⑥下り坂では加速がつきやすいので、エンジンブレーキや排気ブレーキを活用して、スピードをコントロールする。
- ⑦雨天時など、路面が滑りやすいときは、乾燥した路面のときよりもスピードを落とす。

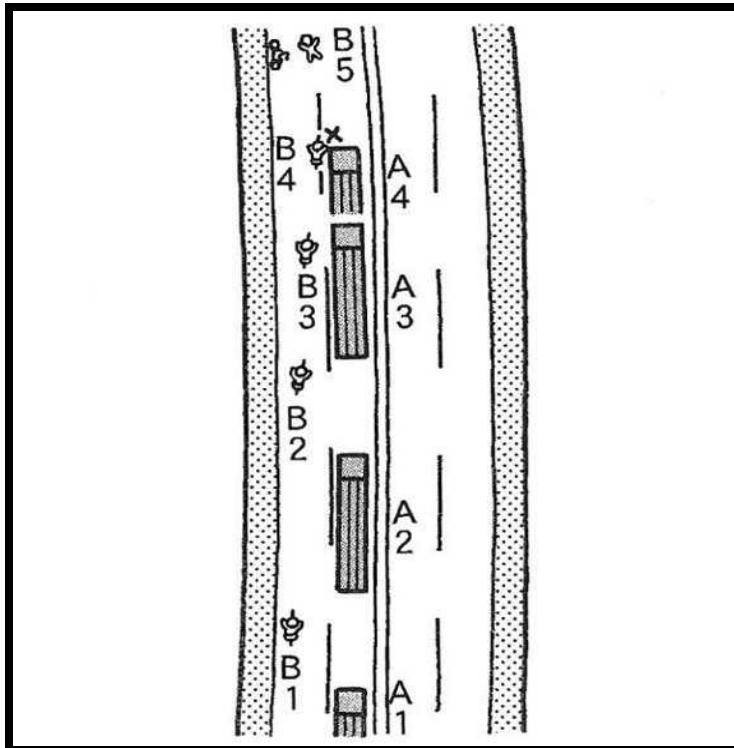
安全  
速度



# 事業用自動車事故事例 No.88

(一般貨物) 急な進路変更をした高齢者二輪車と大型貨物車の事故

## ■ 事故の概況



事故類型：追突  
発生日時：  
当事者A：政令大型貨物  
30歳代 男性  
当事者B：二輪車  
70歳代 男性

## ■ 事故の概要

Aは、片側2車線の直線道路の第2車線を時速約70kmで直進中、前方の第1車線を走行しているB車がふらつくなど少し危ないことに気づきました。そこで、B車を追い抜こうと思い、時速約50kmに減速してB車に接近したところ、B車が急に右方向に進路変更してきました。このためB車を回避できず、自車左前面をB車に接触させてしまいました。

Bは、A車と同じ方向の第1車線を直進していました。先の交差点で右折するつもりで、道路中央に寄っていったところ、第2車線をやや後方から走行してきていたA車の左前面に接触し、右側に転倒して14メートル滑走しました。

## ■ 事故から学ぶ

この事故は、Bの進路変更時の後方安全不確認が大きな原因ですが、Aも事前にBの挙動に危険を感じていたわけですから、追い抜こうとするよりも、車間を空け、相手の動静に十分注意しながら、安全な速度を保って運転すべきでした。

Bは、実は道を間違えたことから、気持ちに焦りが生じ、事故直前の行動でも進路を右に変更することだけに意識が集中し、「安全確認をする」「合図を出す」という大切なことを忘れてしまったのです。

このような時には、焦って運転を続けるよりも安全な場所で一旦停止して、目的地を再確認するぐらいの余裕をもちたいものです。

# 奈ト協からのお知らせ

令和4年度第4回働き方改革セミナーの開催について

標記セミナーを、次のとおり開催いたします。

参加を希望される方は、下記申込書に必要事項を記入の上、令和4年12月9日(金)までに、協会へFAX（0743-23-1212）にてお申し込み下さい。

記

1 開 催 日 令和4年12月13日（火）

2 内 容 午前（10：00～12：00） 定員20名

テーマ：長時間労働の削減に向けて～勤怠管理システムの導入・活用を～

午後（13：30～15：30） 定員20名

テーマ：雇用関係助成金について～積極的な活用を～

※午前、午後で内容が異なります。両方参加も可能です。

3 場 所 奈良県トラック会館 2階 研修室

4 講 師 奈良働き方改革推進支援センター 社会保険労務士

## 令和4年度第4回働き方改革セミナー 参加申込書

事業者名	FAX番号（       —       —       ）		
参加者氏名	ふりがな		
参加希望のテーマに ○を記入して下さい		午前 10:00～	長時間労働の削減に向けて
		午後 13:30～	雇用関係助成金について

(担当：井口)

※申込完了後はFAXで返信します。

※ 新型コロナウイルス感染防止のため、入館時には検温、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。

発熱等、風邪の症状がみられる場合や体調に不安がある場合は、受講をご遠慮下さい。

尚、新型コロナウイルス感染の今後の状況によっては、開催を延期または中止する場合があります。この場合は事前にご連絡いたしますので、あらかじめご了承願います。

申込確認印  
※協会使用欄

# 奈良県警察本部からのお知らせ

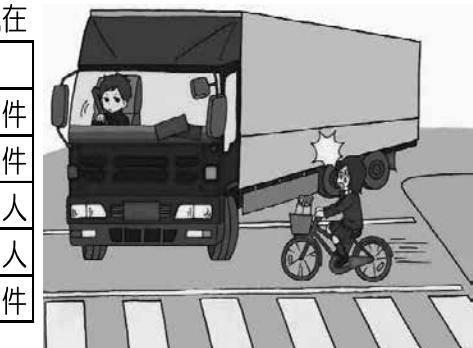
## 1 県内の交通事故発生状況

11月15日現在				
区分	令和4年	令和3年	増減数	備考
総件数	32,461 件	31,962 件	499 件	1日に約 102 件
人身事故件数	2,236 件	2,509 件	-273 件	1日に 7 件
死者数	25 人	31 人	-6 人	約 13 日に 1 人
負傷者数	2,664 人	3,052 人	-388 人	1日に約 8 人
物損事故件数	30,225 件	29,453 件	772 件	1日に約 95 件

(データは概数)

## 2 県内の事業用貨物自動車が関係する交通事故発生状況

11月15日現在			
区分	令和4年	令和3年	増減数
総件数	1,630 件	1,488 件	142 件
人身事故件数	113 件	124 件	-11 件
死者数	3 人	3 人	0 人
負傷者数	135 人	166 人	-31 人
物損事故件数	1,517 件	1,364 件	153 件



(データは概数)

## 3 年末の交通事故の特徴について

警察庁から公表された交通事故分析によると、全国的に年末は交通死亡事故が多発する傾向にあることが分かっています。



特に、日の入り時刻の前後1時間(薄暮時間帯)は約1.7倍

に増加する特徴があります。

これは当県でも同じ傾向にあります。

交通事故を発生させないためにも、

「早めのライトの点灯」「安全確認の徹底」

をお願いします。



# 令和4年度 奈良県防災総合訓練



日時 令和4年10月23日(日) 午前9時～

場所 檜原運動公園まほろば広場 他

主催 奈良県、橿原市

橿原市付近を震源とする最大震度7の地震が発生し、橿原市全域において建物・家屋の倒壊、土砂崩れの発生などの被害が出

たと想定して、大規模な防災訓練を実施しました。訓練に参加したのは関連する行政の他、企業や団体など80機関で、車両80

台、航空機7機（ヘリコプターを含む）、ドローン2機が出動するなど、実践型の訓練としては3年ぶりの開催となりました。



▲緊急通行車両等交付事務訓練



(公社)奈良県トラック協会は緊急通行車両等標章交付事務訓練と救援物資緊急輸送訓練に参加。塙本哲夫会長、西川直利災害時緊急対策委員長の他、関係車両が駆け付けました。また、フジトランSPORT株（松岡弘晃代表取締役）では「れいとう車たいけん」のブースを設け、

一般の方に冷凍車の中へ入ってもらう体験会を催しました。

閉会式では荒井正吾知事がいさつ。「デジタルの威力を感じたが災害はいつおきるか分からない。実際には現場の力がすべて。その場での知恵を出し、市民の方とともに災害を乗り切る意識が出ることを期待してい

る」と述べました。橿原市の龜田忠彦市長は「デジタルの技術が進んでいる。備品や装置も日々進歩しているが、つながることでより効果を発揮するとあらためて感じた。横の連携を強化することで防災力を上げて頂きたい」と講評しました。





▲荒井正吾知事





### 災害現場での後方支援

フジトランSPORT株は、災害時の輸送や一時保管、また真

夏の炎天下での救助隊員の休憩所や、病院の患者さんの避難所

として、大型冷凍車の提供を行っています。



▲左が荒井正吾 奈良県知事

(写真提供 松岡弘晃氏「写真撮影のためマスクを外しています」)

# 五條市選奨式で表彰

日：令和4年11月10日(木)  
場所：五條市役所

公益社団法人奈良県トラック協会は市民の防災意識向上に寄与したことにより太田 好紀五條市長より表彰状が授与されました。

## 表彰状

奈良県トラック協会 殿

貴協会は災害啓発冊子の寄贈  
や災害時における緊急輸送に  
関する協定締結を通じて市民の  
防災意識の向上に寄与されその  
功績は誠に顕著であります  
よって五條市選奨条例により  
表彰します

令和四年十一月十日

五條市長 太田好紀



# 令和4年国土交通大臣表彰受賞

日時：令和4年10月25日(火) 午前11時～

場所：国土交通省

## 【功績概要】

多年にわたりトラック事業の振興に努め斯界の発展に寄与した功績

廣瀬 久雄 氏

藤俊運輸株式会社 代表取締役社長



トラック奈良 2022年12月 第344号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の6 編集発行人 塚本哲夫

TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

# 奈良県「新型コロナウイルス感染症対策」(抜粋)

## 基本的な感染防止策の継続

奈良県では、**感染防止と社会・経済活動とを両立させ**、日常生活の維持を目指していきたいと考えています。

これから大型連休に入り、様々な活動が活発になりますので、「うつらない・うつさない」ための以下の注意をお願いします。

### ①マスク、②換気、③消毒、④距離

これらの対策で、3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)を遮断しましょう

